

## 第433回上市市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和6年10月25日(金)午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 16人

1番 井上隆市委員      2番 江口勘四郎委員      3番 尾形智代委員

4番 上妻一実委員      5番 羽島誠一委員      6番 吉田敏恵委員

7番 黒田浩次委員      8番 富田憲一委員      9番 山川光照委員

10番 奈良崎洋一委員   11番 長沼健司委員      12番 松田陽一委員

13番 鈴木萬四郎委員   14番 後藤敏秀委員      ~~15番 原田広幸委員~~

16番 木村辰也委員

出席推進委員 15人

平吹正見推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、齋藤吉昭推進委員、  
木村武志推進委員、中島伸一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 人

4 欠席委員 15番 原田広幸委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程6 議 第4号 第504回農用地利用集積計画(利用権設定)について

日程7 議 第5号 第505回農用地利用集積計画(転貸を伴う利用権設定)について

日程8 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程10 報告第3号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 谷澤貴子、係員 伊藤亜子

## 7 会議の概要

議長 (会長)	<p>定刻になりましたので、10月17日に告示になりました、第433回上山市農業委員会総会を開会します。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。</p>
議長	<p>日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和6年10月17日、上山市農業委員会告示第10号により、令和6年10月25日、第433回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。</p> <p>第2、出席告知について、令和6年10月18日付け農委第186号をもって、第433回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。</p> <p>第3、総会資料の配付について、第433回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。</p> <p>第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、15番、原田広幸委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が8出席しております。以上で報告終わります。</p>
議長	<p>日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、3番、尾形智代委員、9番、山川光照委員を指名いたします。</p>
議長	<p>日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。</p> <p>整理番号1について説明いたします。貸し人は細谷在住の〇〇氏、農業、借り人は細谷に事務所を有する株式会社〇〇、農業であります。細谷地内の畑45筆について、法人化に伴い賃借権を設定するも、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。</p> <p>株式会社〇〇は、農地所有適格法人の要件のうち、役員要件を満たさ</p>

ないため一般法人となりますが、一般法人が農地を貸借するには、農地の全部効率活用、地域との調和の要件を満たし、農地法第3条第2項各号に該当しないことに加え、農地法第3条第3項の要件を満たす必要があります。農地法第3条第3項の要件としては、貸借契約に農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が付されていること、地域における適切な役割分担の下に農業を行うこと、業務執行役員または重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること、と規定されており、借り人は先の要件をすべて満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。19日に〇〇氏に話を聞きました。今回の確認要件をすべて満たすため許可相当と思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。申請人は藤吾在住の〇〇氏、農

業であります。農作業所が不足しているため農作業小屋を整備するにあたり、藤吾地内の畑1筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第4条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。譲受人は檜下在住の〇〇氏、会社役員、譲渡人は牧野在住の〇〇氏、農業で、両者は親子であります。譲受人の子供の成長に伴い、現在居住している社宅が手狭になったため、住宅建築を計画し、牧野地内の畑1筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第504回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第504回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。1件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は関根在住の〇〇氏であります。関根地内の田1筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、議第5号、第505回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明い

たします。事務局長。

事務局長

日程7、議第5号、第505回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。14件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。

整理番号1について説明いたします。借り人は相生に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は相生在住の〇〇氏であります。相生地内の畑1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長

整理番号2について説明いたします。借り人は大門在住の〇〇氏、貸し人は大門在住の〇〇氏であります。大門地内の田1筆について使用賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。借り人は小穴在住の〇〇氏、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。借り人は須田板在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。宮脇地内の田1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号5について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたしますので、議案書の7ページをお開きください。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は南陽市在住の〇〇氏であります。菖蒲地内の田1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号6について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は山形市在住の〇〇氏であります。石曾根地内の田1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号6については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号7について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について説明いたします。借り人は金生西三丁目在住の〇〇氏、貸し人は原口在住の〇〇氏であります。原口地内の畑1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程8、報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。3件の届出がございました。

整理番号1について説明いたします。貸し人は関根在住の〇〇氏、借

り人は高松在住の〇〇氏であります。関根地内の畑1筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に掲載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は石堂在住の〇〇氏であります。小穴地内の田1筆及び畑2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は関根在住の〇〇氏、借り人は中山在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました、第504回農用地利用集積計画の利用権設定のため、関根地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事

務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の9ページをお開きください。5件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1、4及び5については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第3号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。5件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。申請人は相生在住の〇〇氏であります。相生地内の畑3筆について申請があったものです。昭和37年に居宅を建築し、以後宅地として利用していたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に掲載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2及び3は関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。申請人は松山二丁目在住の〇〇氏であります。松山二丁目地内の畑2筆について申請があったものです。整理番号2の畑1筆については、昭和52年に車庫を建設し、以後宅地として利用していたもので、土地の所在、面積等の詳細につい

ては議案書に掲載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。整理番号3の畑1筆については、昭和51年に転用届が受理され、以後車庫として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 　　ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 　　発言なしと認めます。次に、整理番号4について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 　　整理番号4について説明いたします。申請人は朝日台一丁目在住の〇〇氏であります。四ツ谷二丁目地内の畑1筆について申請があったものです。平成16年に居宅を建築し、以後宅地として利用していたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に掲載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 　　ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 　　発言なしと認めます。次に、整理番号5について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 　　整理番号5について説明いたしますので、議案書の11ページをお開きください。申請人は御井戸丁在住の〇〇氏であります。御井戸丁地内の畑1筆について申請があったものです。昭和47年に居宅を建築し、以後宅地として利用していたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に掲載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 　　ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>発言なしと認めます。</p> <p>最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。</p> <p>以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。</p>

(終了時刻 午後2時0分)

議事録署名委員

議事録署名委員